

労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正概要

2018.1.1改正

改正箇所	改正内容	改正の概要
第3 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置に係る手続	1(7)イ(イ)b(g)欠格事由の修正	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成29年政令第176号)による労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)の改正について反映。
	1(7)イ(イ)b(i)欠格事由の修正	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成29年政令第176号)による労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)の改正について反映。
	1(8)ニ(イ)a(f)許可の申請に係る財産的基礎の要件の追加	財産的基礎の要件に、地方公共団体による債務保証契約等がある場合は通常の資産要件を満たしていなくても差し支えないこととする旨を追加。
	2(4)ロ(イ)a(f)許可の有効期間の更新申請に係る財産的基礎の要件の追加	財産的基礎の要件に、地方公共団体による債務保証契約等がある場合は通常の資産要件を満たしていなくても差し支えないこととする旨を追加。
第6 労働者派遣契約	2(1)イ(ハ)⑨契約事項の定め	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成29年厚生労働省令第66号)による職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)の改正について反映。
	2(1)(参考)労働者派遣契約の定め(有期雇用派遣労働者を派遣する場合)の修正	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成29年厚生労働省令第66号)による職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)の改正について反映。
第7 派遣元事業主の講ずべき措置等	10(3)イ⑨明示すべき就業条件等の追加	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成29年厚生労働省令第66号)による職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)の改正について反映。
	10(4)(参考)就業条件等明示の例の修正	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成29年厚生労働省令第66号)による職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)の改正について反映。